

加古川市デマンドタクシー運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市デマンドタクシー運行補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市デマンドタクシー運行補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間における実績報告書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次の各号に掲げる期間ごとに行うものとし、申請に係る書類は、各運行期間における事業終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市デマンドタクシー運行補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、補助申請者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、第4条の規定により補助金等の額を確定した後において、補助金等を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第4号)を市長に提出しなければならない

(補助金の経理等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき

(2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決

定

又は交付を受けたとき

(遅延利息)

第8条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係） デマンドタクシー運行補助金

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	デマンド型の乗合交通の形態で地域の停留所から幹線道路上の停留所や公共施設、医療施設、商業施設等の特定の目的地に定額運賃で送迎するサービスを協働で行うことで、高齢者の外出支援と公共交通空白・不便地域における公共交通の確保を目的とする。
補助金等の範囲	対象となる者	ネッツトヨタ神戸株式会社
	対象となる経費	<p>【補助対象地区】 (八幡地区) 運行区域：八幡町全域 及び 神野町、上荘町の一部 (平荘地区) 運行区域：平荘町全域及び神野町、八幡町、上荘町、東神吉町、志方町の一部</p> <p>【補助対象期間】 補助対象年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>【対象となる経費】 (1) 運行システム、サポートに関する経費 (2) 予約受付センターに関する経費 (3) 会員登録及び管理に関する経費 (4) 情報宣伝、周知活動に関する経費 (5) 車両に関する経費（運行・保全を含む） (6) 運行にかかる経費 (7) その他事務費等 (8) その他市長が必要と認める経費</p>
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	【対象となる経費】 (1)～(8)を合計した金額から、運賃収入、協賛事業者が協賛契約に基づき支払いのあった収益の総額を控除した後、千円未満切り捨てした額を限度とする。